

◎北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文

(略称) 米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

昭和五十七年 三月三十日 東京で

昭和五十七年 三月三十日 効力発生

昭和五十七年 四月十日 告示

(外務省告示第一二三号)

目 次

ページ

米国側書簡..... 一七五一

日本側書簡..... 一七五三

(北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文)

(米 国 側 書 簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百七十五年五月二日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に言及する光栄を有します。本使は、同協定の規定が、それぞれ自国の法令に従い、千九百八十四年三月三十一日まで適用されるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わつて提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとつて受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十二年三月三十日に東京で

アメリカ合衆国特命全權大使 マイケル・J・マンズフィールド

(U.S. Note)

Tokyo, March 30, 1982

Excellency,

I have the honor to refer to the Agreement between the United States of America and Japan concerning an International Observer Scheme for Whaling Operations from Land Stations in the North Pacific Ocean, signed at Tokyo on May 2, 1975. I have the honor to propose on behalf of the Government of the United States of America that the provisions of the Agreement shall be applied, in accordance with the laws and regulations of the respective countries, until March 31, 1984.

I have further the honor to propose that if the foregoing proposal is acceptable to the Government of Japan, the present Note and Your Excellency's Note in reply indicating such acceptance shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of Your Excellency's reply.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

(Signed)

Michael J. Mansfield
Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of
United States of America

米 国 と の 北 太 平 洋 捕 鯨 国 際 監 視 員 制 度 協 定 の 更 新 取 極

日 本 国 外 務 大 臣 櫻 内 義 雄 閣 下

一 七 五 二

His Excellency
Yoshio Sakurachi
Minister for Foreign Affairs
of Japan

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

(米国側書簡)

本大臣は、更に、アメリカ合衆国政府の前記の提案が日本国政府にとつて受諾し得るものであることを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十二年三月三十日に東京で

日本国外務大臣 櫻内 義雄

アメリカ合衆国特命全權大使 マイケル・J・マンズフィールド閣下

(参考)

この取極は、昭和五十年五月二日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定（昭和五十年二国間条約集及び条約集二四五六号参照）の規定を昭和五十九年三月三十一日まで適用することについての両政府間の了解を確認したものである。